

新しくなった個別研修

個別研修のアドバンスコースが新しくなりました！！

【当センターの研修事業】

当センターは障害のある方々に対する歯科診療のほか、口腔保健の向上を図るために保護者・歯科医療従事者をはじめ、障害のある方にかかわる様々な職種の方々を対象に研修事業を行っております。研修の形式は『個別研修』と『集団研修』に分かれます。今回は、新しくなった個別研修—アドバンスコース—についてご紹介いたします。

個別研修とは・・・

個別研修は、センター開設以来行っております。地域で歯科医療に従事している歯科医師や歯科衛生士が障害者歯科医療を理解し、かかりつけ歯科になるための支援を目的に実施しています。個別研修には、基礎・アドバンス・フォローアップの3つのコースがあります。

- * 2013 年(平成 25 年)3 月末までの個別研修(アドバンスコース)の修了者は、歯科医師 394 名、歯科衛生士 358 名です。

【個別研修 移り変わり】

1984 年(昭和 59 年)

- * 障害者歯科医療の理解と共に、かかりつけ歯科医の支援・医療連携の推進を目的に研修を開始。
- * 研修期間：計 15 日間の毎週木曜日（講義 5 日間・実習 9 日間・症例報告 1 日）



臨床見学

2006 年(平成 18 年)

- * 基礎・アドバンスの 2 つのコースをつくる
 - ・基礎コース：障害者歯科に興味をもたれた方に障害についての考え方、疾患特性を知っていただくため入門コース。
 - ・アドバンスコース：より理解を深めるために臨床実習として診療経験をする研修。



ミーティング

* 2009 年(平成 21 年) フォローアップコースが加わる

- ・フォローアップコース：担当症例の継続や診療経験を重ねるための研修。
このコースを利用して日本障害者歯科学会の認定医、認定歯科衛生士が取得できる。
- * 研修期間：基礎コース 3 日間（講義 2 日間・1 日見学）
アドバンスコース 7 日間（講義 1 日・実習 5 日間・症例報告 1 日）
フォローアップコース 研修生の希望で日程調整（時間単位も可）



臨床実習

2013 年(平成 25 年 4 月)

- ◎個々の受講者のニーズに応えられるようにアドバンスコースの臨床実習形式を一部変更。
- * 研修期間：アドバンスコース 6 日間（講義 2 日間・実習 3 日間・症例報告 1 日）



	旧アドバンスコース	新アドバンスコース
臨床実習形式	・研修歯科医師と研修歯科衛生士がペアとなり臨床実習を行う ・一人の担当患者さんを担当し、その患者さんに対して臨床実習を行う。	・ペアにはならず、研修歯科医師と研修歯科衛生士にそれぞれセンター職員がインストラクターとして担当。担当インストラクター指示のもと個別に臨床実習を行う。 ・研修日来院した担当インストラクターの患者さんを対象に臨床実習を行うことで、複数の症例を経験することができる。
臨床実習内容	・初診から一人の担当患者さんの歯科診療を行う。 - 歯科医師:トレーニング, 歯科治療 - 歯科衛生士:予防処置, 予防指導, 歯科診療補助	・インストラクターと相談して決定。 - 歯科医師:医療面接, 口腔内診査, 簡単な処置(レジン充填, 予防填塞等) - 歯科衛生士:予防指導, 予防処置, 歯科診療補助, 体動のコントロール
報告会	・担当した症例について、症例報告書を作成し症例発表を行う。	・研修参加にあたり自己目標に対する達成評価についての感想を述べる。

平成 25 年度 個別研修会

基礎コース

期間:3日間, 年間3回開催(第1回 4/11, 18, 見学 4/25 または 5/9 第2回 9/5, 12, 見学 9/19 または 9/26
第3回 12/12, 19, 見学 H26.1/9 または 1/16)

対象:歯科医師・ 歯科衛生士

研修内容:3日間のうち2日は講義, 半日は当センターの臨床見学(希望者はそれ以上も可能)

アドバンスコース

期間:6日間(第1回 6/6, 13, 20, 27, 7/4, 11 第2回 10/17, 24, 31, 11/7, 14, 21 第3回 2/6, 13, 20, 27, 3/6, 13)

対象:歯科医師, 歯科衛生士のうち過去の個別研修修了者または基礎コースを受講済みの者を対象(2回以上の受講可)。ただし, 臨床経験3年以上を原則とする。

研修内容:臨床実習ではセンタースタッフの指導のもと, 実際に患者さんを担当しその対応や診療手順等を実習します。課題レポートの提出があります。

フォローアップコース

期間:研修生との相談によって日程, 時間および回数を決めます。研修期間は1年更新制です。

対象:アドバンスコース修了者を対象

研修内容 :希望に合わせた臨床実習をセンターの担当者と行っていただきます。

日本障害者歯科学会臨床経験施設であるため障害者歯科学会認定医, 認定歯科衛生士習得のための研修も可能です。

最後に…

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づき, 「歯科口腔保健の推進に関する基本事項」が平成24年7月23日付けで厚生労働大臣より告示されました。それには, 障害児・障害者・要介護高齢者における「定期的な歯科検診・歯科医療推進」が目標として掲げられています。我々歯科医療従事者は, 益々医療連携を充実させ「障害のある方々は地域でなかなか診てもらえない」というこの現実を改善していかなければなりません。患者さん・保護者・介助者の方々に, 安心して安全な歯科検診・歯科医療を提供するために, 個別研修を大いに活用して頂ければと思います。

今後の研修日程や参加申し込みはセンターHPを参照してください。

<http://www.tokyo-ohc.org/message/training.html>

問合せ先:研修担当 電話番号 03-3235-1141 FAX03-3235-1144